

監 査 報 告 書

2025 年 5 月 14 日

学校法人 武田学園
理事会 御中

学校法人 武田学園

監事 那須 照正



監事 平松 敏男



当学校法人監事は、寄付行為の第 17 条の規定に基づき、令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）における当該法人の業務並びに財産の状況、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書及びその他の明細書について監査を行った。

監査のうち財産の状況については、学校法人会計基準及び、我が国において一般に公正妥当と認められる基準に準拠して行い、重要な虚偽の表示がないかどうかの監査を行った。

業務においては、上記年度における当法人の業務執行状況を聴取し、必要に応じて説明を受けた。

監査の結果は次のとおりである。

- (1) 計算書類は、法令及び寄附行為に従い、当法人の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 業務執行状況については、不正の行為または法令及び寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

なお、当法人と監事の間には、寄附行為に規定する親族その他特殊な関係はない。

以上